

約款新旧対比表 収入保障保険（無解約返戻金型）

※改定箇所は下線部分です。

改定後	改定前
<p>23. 指定代理請求 (指定代理請求人の指定及び変更)</p> <p>第49条 保険契約者は、あらかじめ<u>つぎの各号の範囲内で1人の者</u>（以下「指定代理請求人」といいます。）を指定することができます。</p> <p><u>(1) 被保険者の戸籍上の配偶者</u> <u>(2) 被保険者の2親等以内の親族</u> <u>(3) 被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている者のうち、前2号に掲げる者以外の者。</u>ただし、会社に提出された書類によりその事実が確認でき、かつ、第50条第2項に定める年金等（以下、本号において「年金等」といいます。）の受取人のために年金等を請求すべき<u>適当な事由があると会社が認めた者に限ります。</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、保険契約者は、前項に定める範囲内で、指定代理請求人を変更することができます。この場合、<u>前条に定める会社所定の書類</u>（以下「会社所定の書類」といいます。）を<u>郵送等により提出してください。</u></p> <p>3 本条の指定または変更についての処理が完了した旨の通知（会社所定の方式によるものに限ります。）を会社が発信してからでなければ、指定代理請求人の指定または変更について会社に対抗することができません。</p> <p>(指定代理請求人等による年金等の請求)</p> <p>第50条 第2項に定める<u>年金等</u>（以下、本条において「年金等」といいます。）の受取人（保険料の払込みの免除の場合は保険契約者。以下、同じとします。）が年金等を請求できない<u>つぎの各号に定める事情があるときは</u>、前条の規定により指定または変更した指定代理請求人が、会社所定の書類及びその事情の存在を証明する書類を郵送等により提出し、<u>年金等の受取人の代理人として年金等の請求をすることができます。</u></p> <p>(1) <u>年金等の請求を行う意思表示が困難であると会社が認めた場</u></p>	<p>23. 指定代理請求 (指定代理請求人の指定及び変更)</p> <p>第49条 保険契約者が被保険者と同一の場合または年金の受取人が被保険者と同一の場合、<u>保険契約者は、あらかじめ被保険者の配偶者または2親等以内の親族のなかから1人の者</u>（以下「指定代理請求人」といいます。）を指定することができます。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、保険契約者は、前項に定める範囲内で、指定代理請求人を変更することができます。この場合、<u>第48条（請求書類）に定める会社所定の書類</u>（以下「会社所定の書類」といいます。）を<u>会社の本社または会社の指定した場所に提出してください。</u></p> <p>3 本条の指定または変更についての処理が完了した旨の通知（会社所定の方式によるものに限ります。）を会社が発信してからでなければ、指定代理請求人の指定または変更について会社に対抗することができません。</p> <p>(指定代理請求人等による年金の請求)</p> <p>第50条 <u>被保険者が年金（特約の保険金等を含みます。）の受取人</u>（保険料の払込みの免除の場合は保険契約者。以下同じとします。）<u>の場合、その受取人が年金を請求できないつぎの各号に定める事情があるときは</u>、前条の規定により指定または変更した指定代理請求人が、会社所定の書類及びその事情の存在を証明する書類を郵送等により提出し、<u>年金の受取人の代理人として年金の請求をすることができます。</u></p> <p>(1) <u>年金の請求を行う意思表示が困難であると会社が認めた場合</u></p>

約款新旧対比表 収入保障保険（無解約返戻金型）

※改定箇所は下線部分です。

改定後	改定前
<p>合</p> <p>(2) 会社が認める傷病名等の告知を受けていない場合</p> <p>(3) その他、前2号に準じる状態であると会社が認めた場合</p> <p><u>2 前項の請求をすることができるのは、つぎの各号のいずれかに該当する年金等とします。</u></p> <p>(1) <u>被保険者と受取人が同一人である年金</u></p> <p>(2) <u>保険料の払込みの免除</u></p> <p><u>3 第1項の規定にかかわらず、指定代理請求人が第1項の請求時において前条第1項に定める範囲外である場合には、指定代理請求人は第1項の請求をすることができません。</u></p> <p><u>4 年金等の受取人が第1項各号に定める年金等を請求できない事情があり、かつ、つぎの各号のいずれかに該当するときは、年金等の受取人の戸籍上の配偶者（戸籍上の配偶者がいない場合には、年金等の受取人の直系血族の代表者）が、会社所定の書類及びその事情の存在を証明する書類を郵送等により提出し、会社の承諾を得て、年金等の受取人の代理人として年金等を請求することができます。</u></p> <p>(1) 指定代理請求人が第1項の請求時において既に死亡している場合</p> <p>(2) 指定代理請求人が第1項の請求時において前条第1項に定める範囲外である場合</p> <p>(3) 指定代理請求人が指定されていない場合</p> <p><u>5 第1項及び前項の規定により、会社が年金等を年金等の受取人の代理人に支払った場合には、その後重複してその年金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。</u></p> <p><u>6 本条の規定にかかわらず、故意に年金等の支払事由（保険料の払込みの免除事由を含みます。）を生じさせた者または故意に年金等の受取人を第1項各号に定める状態に該当させた者は、指定代理請求人及び第4項に定める年金等の受取人の代理人としての取扱いを受けることができません。</u></p> <p><u>7 事実の確認に際し、指定代理請求人または第4項に定める年金等の受取人の代理人が、会社からの事実の照会について正当な理由がなく</u></p>	<p>(2) 会社が認める傷病名等の告知を受けていない場合</p> <p>(3) その他、前2号に準じる状態であると会社が認めた場合</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、指定代理請求人が前項の請求時において前条第1項に定める範囲外である場合には、指定代理請求人は前項の請求をすることができません。</u></p> <p><u>3 年金の受取人が第1項各号に定める年金を請求できない事情があり、かつ、つぎの各号のいずれかに該当するときは、年金の受取人の戸籍上の配偶者（戸籍上の配偶者がいない場合には、年金の受取人の直系血族の代表者）が、会社所定の書類及びその事情の存在を証明する書類を郵送等により提出し、会社の承諾を得て、年金の受取人の代理人として年金を請求することができます。</u></p> <p>(1) 指定代理請求人が第1項の請求時において既に死亡している場合</p> <p>(2) 指定代理請求人が第1項の請求時において前条第1項に定める範囲外である場合</p> <p>(3) 指定代理請求人が指定されていない場合</p> <p><u>4 第1項及び第3項の規定により、会社が年金を年金の受取人の代理人に支払った場合には、その後重複してその年金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。</u></p> <p><u>5 本条の規定にかかわらず、故意に年金の支払事由（保険料の払込みの免除事由を含みます。）を生じさせた者または故意に年金の受取人を第1項各号に定める状態に該当させた者は、指定代理請求人及び第3項に定める年金の受取人の代理人としての取扱いを受けることができません。</u></p> <p><u>6 事実の確認に際し、指定代理請求人または第3項に定める年金の受取人の代理人が、会社からの事実の照会について正当な理由がなく回</u></p>

約款新旧対比表 収入保障保険（無解約返戻金型）

※改定箇所は下線部分です。

改定後	改定前
<p>回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が<u>終わる</u>まで年金等を支払いません。会社が指定した医師による被保険者の診断の求めに応じないときも同じとします。</p> <p>(指定代理請求人を指定した場合の告知義務違反による解除及び重大事由による解除の通知の特例)</p> <p>第51条 主契約またはこれに付加されている特約の告知義務違反による解除及び重大事由による解除の通知については、主約款またはこれに付加されている特約の特約条項における告知義務違反による解除及び重大事由による解除に関する規定に定めるほか、正当な理由によって保険契約者、<u>被保険者または年金の受取人のいずれにも通知できない場合には、前条第4項に定める年金等の受取人の代理人または指定代理請求人に通知します。</u></p>	<p>答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が<u>終る</u>まで年金を支払いません。会社が指定した医師による被保険者の診断の求めに応じないときも同じとします。</p> <p>(指定代理請求人を指定した場合の告知義務違反による解除及び重大事由による解除の通知の特例)</p> <p>第51条 主契約またはこれに付加されている特約の告知義務違反による解除及び重大事由による解除の通知については、主約款またはこれに付加されている特約の特約条項における告知義務違反による解除及び重大事由による解除に関する規定に定めるほか、正当な理由によって保険契約者<u>または被保険者のいずれにも通知できない場合には、前条第3項に定める年金の受取人の代理人または指定代理請求人に通知しま</u>す。</p>

以上